

# 神奈川県に移行期医療支援について

## 1 移行期医療支援とは

- 小児期に治療を開始した患者さんが大人に成長していく中で、段階に応じた治療・管理等が必要になる場合があります。
- 患者さんに適切な治療・管理を切れ目なく行っていくためには小児診療科と成人診療科の連携が必要になります。
- 患者さんが自身の成長やライフステージの変化に伴い、病気に対する理解や自己決定の自立を進めていくためには、包括的な支援が必要です。
- 「移行期医療支援」とは、成人期を迎える患者さんの自立を促進し、患者さんにとって最良な医療を受けることができるようにしていく支援のことをいいます。

## 2 移行期医療のパターン

患者さんの病気や状況によって様々な移行期医療のパターンがあります。

### パターン①

最終的に成人診療科に移行するパターン

### パターン②

小児診療科と成人診療科の両方で併診するパターン

### パターン③

小児診療科で継続診療するパターン

小児診療科

成人診療科

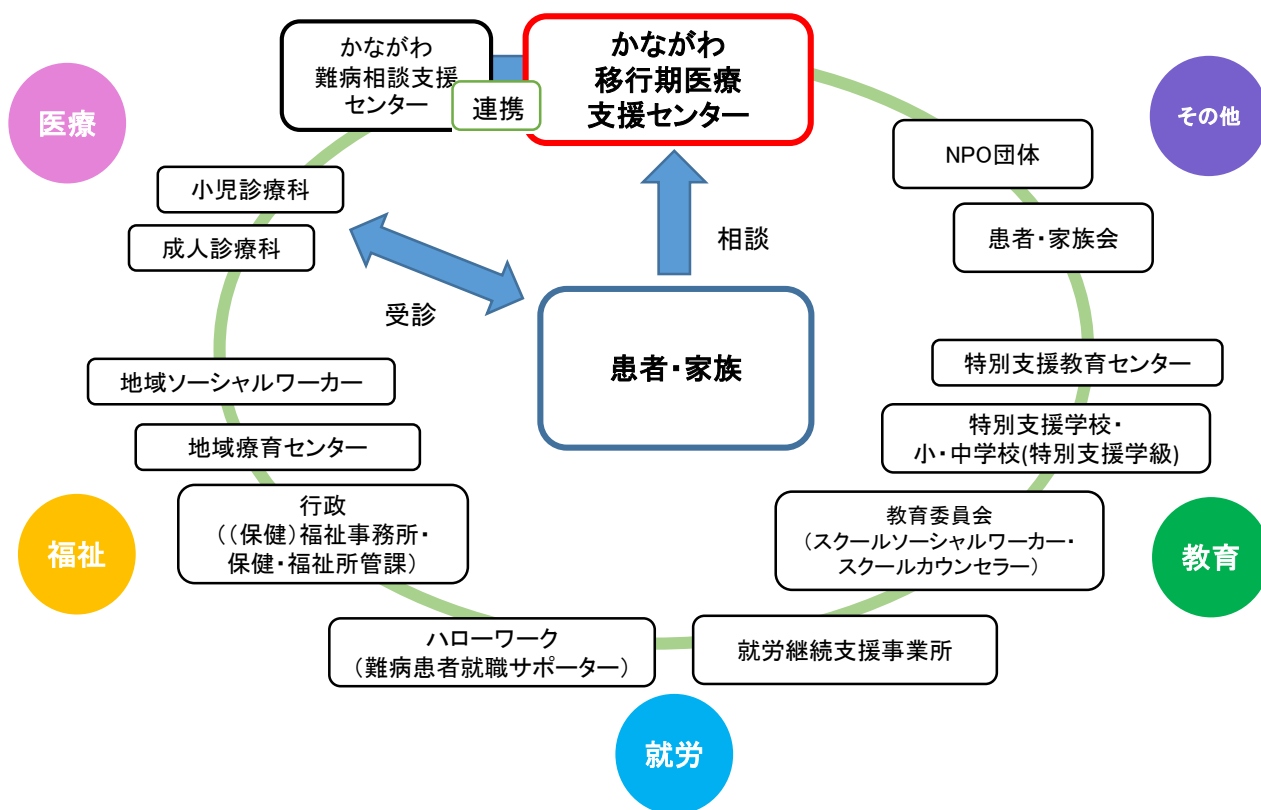
小児診療科

成人診療科

小児診療科

## 3 神奈川県における移行期医療支援の将来像(イメージ)

患者さんが成長に応じて適切な自立・移行期医療を進めていくことができるよう、移行期医療支援センターをはじめとした多様な機関が連携する包括的な支援を順次、構築していきます。



## 4 かながわ移行期医療支援センターについて

小児期発症の慢性疾患を抱える患者さんが大人になっても自身にとって最適な治療・支援を受けることができるよう、移行期医療支援コーディネーターが患者さん等からの相談支援を行うとともに、小児・成人診療科や各種関係機関の連携を支援することで、地域における移行期医療支援体制の構築に努めます。

### (1)所在地

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2  
かながわ県民センター14階

### (2)受付時間

10時から17時(月～金曜日の平日)

### (3)業務委託先

独立行政法人 国立病院機構 箱根病院

### (4)支援・取組内容

#### ①相談支援

- ・自立に向けた助言・情報提供(医療機関の移行、就学・就労相談等)
- ・各種制度(医療費等)の案内
- ・関係機関・窓口の案内

#### ②移行期医療体制の構築・整備

- ・地域・領域別で対応可能な成人診療医療機関情報の収集・公表
- ・小児・成人診療科の連携支援
- ・医療、福祉、就労、教育等の多職種機関と連携した包括的な支援体制の構築
- ・移行期医療に関する情報提供、セミナー、講演会等の開催

### (5)電話番号・HP

電話： 045-312-1121 (内線3400)

※上記番号はかながわ県民センターの代表につながりますので、内線番号をお伝えください。

HP：<https://www.kanagawa-nanbyo.com/>

## 【参考】かながわ難病相談支援センター

難病と診断された患者さん、ご家族の抱える療養・日常生活におけるさまざまな悩み・不安などの相談に寄り添った支援を行うとともに、難病に関わる各職種の連携を支援します。

### ○電話番号

045-321-2711(直通)

※所在地、受付時間、業務委託先は「かながわ移行期医療支援センター」と同一

## 5 小児慢性特定疾病等自立支援事業について

- 県保健福祉事務所では自立支援員が県内(政令・中核市を除く)の小児慢性特定疾病の患者さんやご家族からの相談受付やセミナー等の開催を行うとともに、患者さん同士の相互交流を推進するため、フォーラムの開催等を実施しています。

※政令市・中核市にお住まいの方は、各自治体にお問い合わせください。

- 詳しくは、HP「あなたのみらいを見つけに行こう」をご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1395/anatanomirai/index.html>

### 問合せ先

神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 子ども家庭課 家庭福祉 グループ  
045-210-1111 内線4671～4673